

令和健康科学大学公的研究費内部監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、令和健康科学大学における公的研究費の取り扱いに関する規程に基づき、研究機関である大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査に関して必要な事項を定める。

(内部監査部門及び監査責任者)

第2条 内部監査部門は、最高管理責任者である学長の直轄的な組織とし、事務長代行(統括責任者ではない)を監査責任者とする。

(監査担当者)

第3条 監査を担当する者は次に掲げる者とする。

- (1) 事務長代行(統括責任者ではない)
- (2) 事務部に所属する者
- (3) 本部に所属し、かつ公的研究費の執行業務に携わっていない者
- (4) 各学部より学長が指名する者。ただし、当該監査に必要な知識又は経験を有し、かつ、当該監査に関して利害関係を有しない者から選ぶものとする。

(監査区分)

第4条 公的研究費の内部監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費の通常監査（以下「科研費通常監査」という。） 7～8月実施
- (2) 科学研究費の特別監査（以下「科研費特別監査」という。） 8～9月実施
- (3) 科学研究費を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）

(内部監査部門による不正発生要因の分析)

第5条 内部監査部門は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示されているリスクを踏まえ、本学の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査計画を立案する。

(監査対象等)

第6条 第4条に定める監査は、年1回以上実施することとし、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。

2 科研費通常監査は本学において、科学研究費の交付を受けている研究課題数の概ね10パーセントを対象とし、その抽出は第5条に基づき、内部監査部門がリスクアプローチにより行う。

3 科研費特別監査は、科研費通常監査の対象となった研究課題のうち、概ね10パーセント以上を対象とし、その抽出は第5条に基づき、内部監査部門がリスクアプローチにより行う。

4 公的研究費監査は、科学研究費を除く公的研究費を対象とする。

(監査方法)

第7条 監査の方法は次のとおりとする。

(1) 科研費通常監査

各種申請書、信憑書類等の確認により実施する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 科研費特別監査

各種申請書類、信憑書類等の確認に加えて、物品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、必要に応じて研究代表者、取引業者等関係者へのヒアリングを行うことができる。

(3) 公的研究費監査

科研費通常監査及び特別監査に準じて行う。

(監査担当者の権限)

第8条 監査対象者の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明、その他監査実施上必要なもの等を求めることができる。

2 監査実施上必要と認められる各種会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(監査対象者の義務)

第9条 監査対象者は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査担当者の義務)

第10条 監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に遺漏してはならない。

(2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。

(3) 監査担当者は、いかなる場合においても監査対象者の業務の処理・方法等について、直接指揮命令をしてはならない。

(結果報告)

第11条 監査責任者は、監査結果を管理体制の最高管理責任者である学長に報告する。

(結果報告の取扱い)

第12条 監査報告のとりまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(雑則)

第13条 本規程の改正は大学運営会議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。